

# 指定管理者制度の導入状況に関する調査(2006)

## 最 終 報 告

2006年10月

### 指定管理者制度の導入状況に関する調査委員会

(主査：辻山幸宣地方自治総合研究所長)

北海道地方自治研究所 長野県地方自治研究センター 東京自治研究センター  
神奈川県地方自治研究センター 茨城県地方自治研究センター 愛知地方自治研究センター  
兵庫地方自治研究センター 福岡県地方自治研究所 大分県地方自治研究センター  
全日本自治団体労働組合 地方自治総合研究所

調査委員会事務局：地方自治総合研究所

# I 調査の概要

## 1. 調査目的

政府の構造改革の一環として、政府・自治体による公共サービスの「官から民へ」の流れを促進することを目的に、2003年9月、地方自治法が改正・施行され、「指定管理者制度」が導入された。このことにより、コスト削減やサービスの向上を目的に公の施設の運営を民間企業やNPO法人など多様な事業者へ委託することが可能となった。また、2006年9月までに従来の管理委託方式から指定管理者制度への変更が求められていることから、2006年4月をもって指定管理者に移行した施設も多数にのぼっており、指定管理者制度の実施における大枠が明らかになった。

指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者の選考、サービス評価、従業員の雇用問題など、多くの課題が指摘されている。そこで、本調査では、指定管理者制度におけるこれらの具体的な課題について調査・研究するための基礎資料として、指定管理者制度の導入状況について把握することを目的としている。

なお、本調査は、財団法人地方自治総合研究所および都道府県地方自治研究センター・研究所の協力により全国の都道府県・市区町村を対象に実施した。本報告は、その分析結果をまとめたものである。

## 2. 調査対象

全都道府県全市町村・特別区1,890自治体（2006年4月1日現在 47+1,820+23）

## 3. 調査方法

調査対象自治体の行政改革主管課等宛に各都道府県地方自治研センター・研究所より郵送配布、回収を行った。

調査自治体へは、調査票ファイルに、指定管理者制度の導入の有無、公の施設数、指定管理者移行（新設）施設数などの記入後、指定管理者導入施設ごとに施設名、施設数、指定管理者団体名、団体の種類、団体への自治体の出資の有無、管理者選定に当たっての公募の有無、従来の管理形態、管理委託事業者と指定管理事業者の異同、指定開始日、指定期間、利用料金制の採用について、それぞれ入力を依頼した。

施設数の数え方については、以下の例を示し、箇所数とした。

※ 施設の数え方：公営住宅（200団地）→200施設、 都市公園（50ヶ所）→50施設、

A地区センター、B地区センター、C地区センター→1施設ずつ数え、合計3施設

※ その前段で、公の施設の全数を聞いた質問項目がある。厳密な定義を示すことはできなかったが、現在、指定管理者制度の直接の対象でない道路、河川、学校などは数える対象から外すように回答した。

なお、指定管理者制度の導入状況については、2006年4月1日現在の状況について記入を依頼した。

調査票については、21ページ以降参照。

#### 4. 調査日程

2006年5月下旬に自治体宛に発送・回収し、その後各都道府県自治研センター・研究所ごとの集計を経て、全国状況を調査委員会においてとりまとめた。

#### 5. 回収状況

2006年10月5日までの回答を集計。1,568自治体（回収率83.0%）

<表1> 回収状況

	回収数	回収率
都道府県	45	95.7%
政令指定都市	15	100.0%
中核市	33	91.7%
特例市	33	84.6%
市	603	87.5%
特別区	23	100.0%
町村	816	78.4%
総計	1,568	83.0%

## II 調査結果

### 1. 指定管理者制度の導入状況【Q3・Q4・Q5】

#### (1) 指定管理者制度の導入の有無

<表2> 自治体種別の指定管理者制度の導入状況

	導 入		非 導 入		総 計
	自治体数	割 合	自治体数	割 合	
都 道 府 県	45	100.0%			45
政令指定都市	15	100.0%			15
中 核 市	33	100.0%			33
特 例 市	33	100.0%			33
市	553	91.7%	50	8.3%	603
特 別 区	23	100.0%			23
町 村	536	65.7%	280	34.3%	816
総 計	1,238	79.0%	330	21.0%	1,568

- 回答のあった1,568自治体のうち、指定管理者制度を導入している自治体数は1,238自治体(79.0%)。
- 指定管理者制度を導入していない自治体は町村が多い。回答のあった町村自治体のうち指定管理者制度を導入していない自治体は34.3%、280町村ある。指定管理者制度を導入していない市自治体の多くは合併直後の自治体であった。

#### (2) 指定管理者導入施設数および導入率

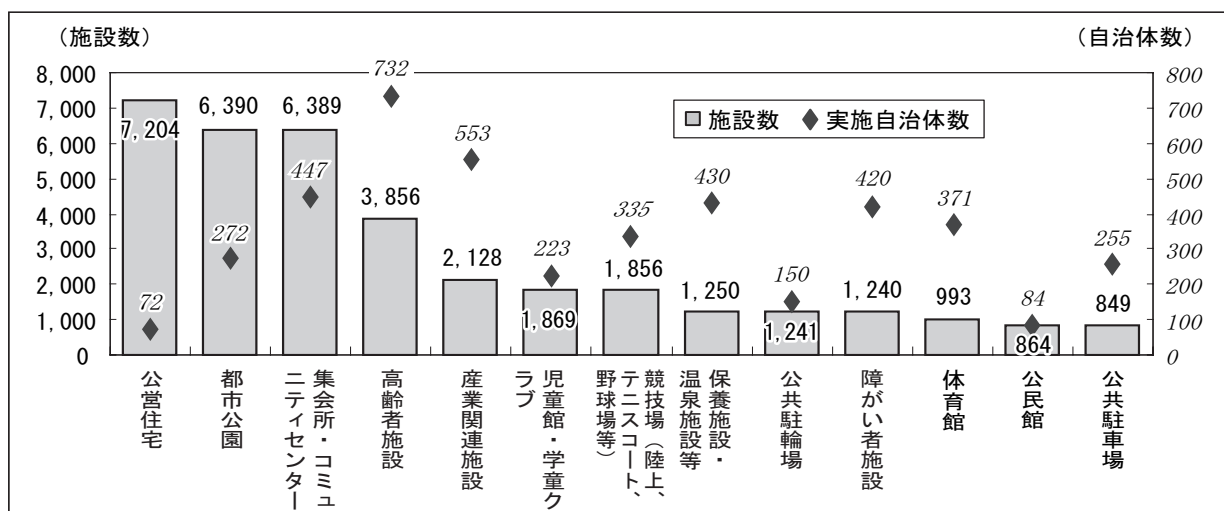
- 指定管理者制度導入施設数は、全体で49,073施設(2006年4月1日現在)。
- 公の施設の数は296,429施設。うち指定管理者制度を導入している施設の率(指定管理者導入率)は16.4%(※)である。

指定管理者制度の実施日は2006年4月1日が圧倒的に多い。06年度がこの制度の本格実施の年度となった。この日付で指定管理者制度に移行した施設は42,582施設、これまで指定管理者制度を導入した施設の86.8%にあたる。

※ 公の施設の施設数(Q3)の回答のなかった自治体(12自治体)があったため、指定管理者制度導入施設数からその12自治体分を除外して導入率を算出した。

## 2. 指定管理者導入施設の種類と実施自治体数【Q8・Q9】

＜図1＞ 指定管理者導入施設数と実施自治体数



※ 800施設以下および、その他福祉施設、その他社会教育・文化施設、その他市民利用施設、その他スポーツ・レクリエーション施設、その他施設（複合施設を含む）は除外した

※ ゴシック体：施設数  
斜体：自治体数

- 公営住宅（7,204施設）が最も多く、都市公園（6,390施設）、集会所・コミュニティセンター、（6,389施設）が次いで多い。これらは一つの自治体内に多数の施設を有する性格を持つ施設である。このなかで公営住宅は、施設数（この場合数え方は団地数）は多いものの、実施自治体数（公営住宅に指定管理者制度を導入している自治体の数）は少ない（72自治体）。

公営住宅には東京都の影響が大きい。1,442施設（指定管理者制度公営住宅の20.0%）を抱え、従前の管理形態が直営で、指定管理者の種類が公社であるので、それぞれの項目に少なからぬ影響を与える。実施自治体数で注目すべきは高齢者施設である。施設数は多い順に第4位だが、実施自治体数は732自治体で1位である。障がい者施設もあわせて考えると、福祉施設に指定管理者制度を導入している自治体の数は大変に多いという結果が明らかになる。回答した自治体の46.7%が高齢者施設に指定管理者制度を導入し、26.8%の自治体が障がい者施設に指定管理者制度を導入している。

- これらの福祉施設の指定管理に特徴的なのは、いずれも高率で、社会福祉法人が指定管理者となっていることである。高齢者施設で67.6%、障がい者施設で84.4%の割合で社会福祉法人が指定管理者となっている（表11参照）。またこれらの福祉施設は、管理委託形態での従前の管理者が指定管理者制度導入においても管理者となるケース（管理委託の事業者と指定管理の事業者が同じ）がいずれも9割を超えている（表8参照）。
- 都市公園の指定管理者のうち75.4%は社団および財団である。率は下がるが、次いで多いのは、共同企業体（7.9%）、株式会社等（6.9%）である。
- 公営住宅への指定管理者制度導入は都道府県・政令市などの大規模自治体の例が多く、導入自治体の数そのものは少ない。その65.8%は公社形態の指定管理者である。従前の管理者が91.3%の高率で指

定されている。

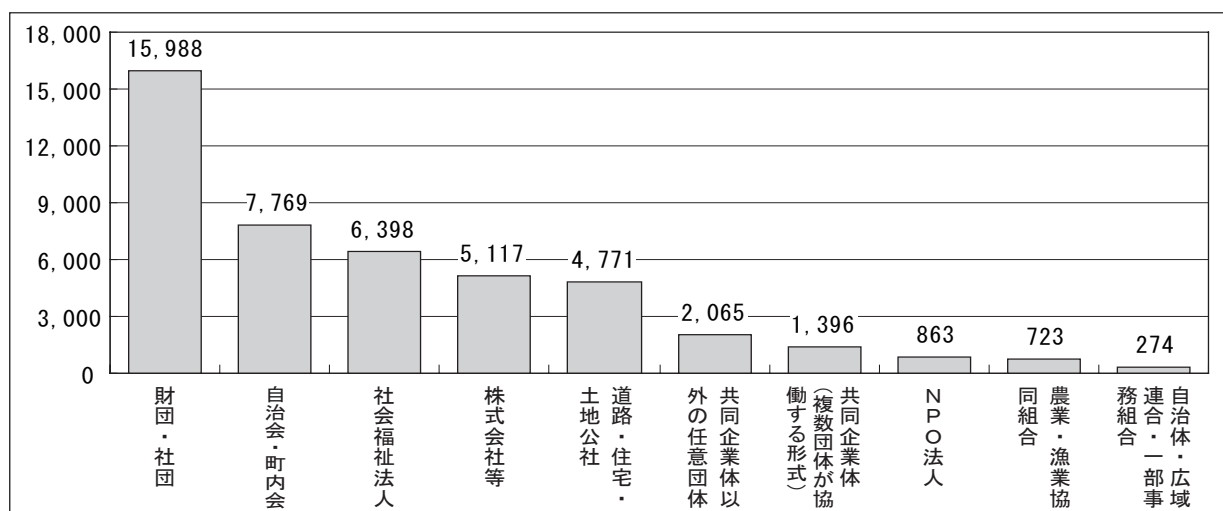
- 集会所・コミュニティセンターは導入施設数、実施自治体ともに多い。その76.3%は自治会・町内会が指定管理者となっており、従前管理者と指定管理者は94.3%のケースで同じである。管理の費用について、委託料も利用料もとらずに管理されているケースがかなりあり、それは町村自治体で目立つ。

<表3> 指定管理者導入施設の種類の種類

	施設数	実 施 自治体数		施設数	実 施 自治体数
保育所	310	120	人権センター	22	8
児童館・学童クラブ	1,869	223	男女共同参画センター	56	43
子ども家庭支援センター	119	46	その他人権啓発施設	55	10
障がい者施設	1,240	420	都市公園	<b>6,390</b>	272
高齢者施設	<b>3,856</b>	<b>732</b>	公共駐車場	849	255
その他福祉施設	1,194	456	公共駐輪場	1241	150
劇場（ホール）・文化会館	512	303	墓地	95	31
図書館	63	38	葬祭場・火葬場	95	64
博物館	206	94	港湾施設	285	51
美術館	85	66	その他都市施設	252	92
公民館	864	84	公営住宅	<b>7,204</b>	72
生涯学習センター	98	60	その他住宅施設	206	16
青年の家・少年自然の家	140	69	労働関係施設	373	164
その他社会教育・文化施設	1,103	379	産業関連施設	<b>2,128</b>	<b>553</b>
市民会館・公会堂	380	163	保養施設・温泉施設等	1,250	430
集会所・コミュニティセンター	<b>6,389</b>	447	その他労働・産業・保養施設	673	227
その他市民利用施設	979	289	リサイクルセンター	49	30
体育館	993	371	ごみ処理施設	2	2
プール	538	266	し尿処理施設	22	11
競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	1,856	336	その他環境・廃棄物施設	118	51
その他スポーツ・レクリエーション施設	<b>2,787</b>	<b>586</b>	給食施設	1	1
病院	78	55	その他学校関連施設	25	12
診療所	114	77	その他施設（複合施設を含む）	1,572	370
老人保健施設	128	65	無回答	33	6
リハビリセンター	38	14	総 計	49,073	
その他保健・医療施設	138	79			

### 3. 指定管理者団体の種類【Q11】

＜図2＞ 指定管理者団体の種類



※ 200施設以下の医療法人、学校法人、生活協同組合、労働者協同組合およびその他団体は除外した

- 指定管理者となった団体の種類（法人格など）をその団体が指定管理者となった施設数の多い順に見てみる。財団・社団（15,988施設、指定管理者制度導入施設全体の32.6%、以下同じ）が圧倒的に多く、自治会・町内会（7,769施設、15.8%）、社会福祉法人（6,398施設、13.0%）がそれに次ぐ。財団・社団は、都市公園（4,819施設、指定管理者制度を導入した都市公園のうち75.4%、以下同じ）、劇場（ホール）・文化会館（385施設、75.2%）、公共駐輪場（811施設、71.0%）、労働関係施設（253施設、67.8%）、競技場（1,235施設、66.5%）、体育館（644施設、64.9%）、市民会館・公会堂（217施設、57.1%）、プール（256施設、47.6%）などの施設類型で高率で指定管理者となっている。
- 指定管理者の団体の種類の第4位は株式会社等（既存の有限会社などを含む）である。5,117施設で株式会社等が指定管理者となった。指定管理者制度導入施設のうち10.4%は株式会社等が指定管理者になった。この株式会社等のうち、自治体が出資している法人が指定管理者となった施設は2,280施設あり、5,117施設の44.6%を占める。共同企業体にも株式会社等が参加している。自治体出資法人が含まれている共同企業体は187の施設で指定管理者となった。したがって、指定管理者制度の導入によって初めて可能となった、自治体非出資の株式会社等（その共同企業体を含む）は、全体で、4,046施設、8.2%の施設で指定管理者となったことになる。
- 自治体出資の株式会社等は地方圏の産業関連施設や保養施設、温泉施設等で指定管理者となっていた（表5参照）
- NPO法人が指定管理者となっているケースは863施設、1.8%である。共同企業体に参加しているNPO法人もあるので、NPO法人の関わりは、この数字よりも大きいものと考えられるし、企業等その他団体と相互補完的に連合を組むケースもかなり見られる。

<表 4> 指定管理者団体の種類

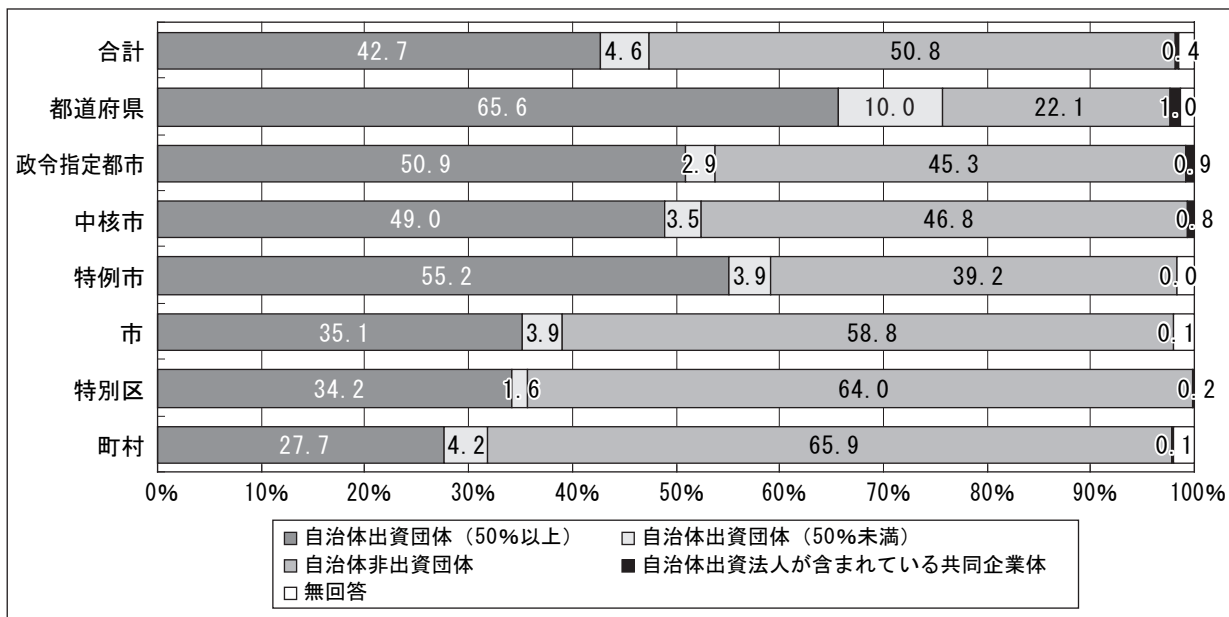
	財団・社団	道路・住宅・土地公社	株式会社等	社会福祉法人	医療法人	学校法人	NPO法人	自治会・町内会	農業・漁業協同組合
都道府県	1,836	<b>3,826</b>	299	325	0	4	57	11	52
政令指定都市	<b>2,023</b>	783	426	1,063	2	6	69	224	8
中核市	<b>2,056</b>	0	385	573	3	1	28	736	36
特例市	<b>1,297</b>	2	124	510	3	6	32	178	45
市	<b>7,509</b>	95	2,729	2,939	37	13	552	4,781	364
特別区	<b>406</b>	56	239	356	3	1	27	1	0
町村	861	9	915	632	18	6	98	<b>1,838</b>	218
合計	<b>15,988</b>	4,771	5,117	6,398	66	37	863	7,769	723
割合	<b>32.6%</b>	9.7%	10.4%	13.0%	0.1%	0.1%	1.8%	15.8%	1.5%
	生活協同組合	労働者協同組合	共同企業体（複数団体が協働する形式）	共同企業体以外の任意団体	自治体・広域連合・一部事務組合	その他団体	無回答	総計	
都道府県	0	4	333	26	252	185	0	7,210	
政令指定都市	6	4	222	500	0	27	0	5,363	
中核市	1	5	117	108	5	200	0	4,254	
特例市	0	1	48	196	1	147	0	2,590	
市	9	45	624	1,003	6	2,262	7	22,975	
特別区	2	0	28	38	0	63	0	1,220	
町村	2	21	24	194	10	614	1	5,461	
合計	20	80	1,396	2,065	274	3,498	8	49,073	
割合	0.0%	0.2%	2.8%	4.2%	0.6%	7.1%	0.0%	100.0%	

※ 網かけは、自治体種ごとに、最も多い団体の種類



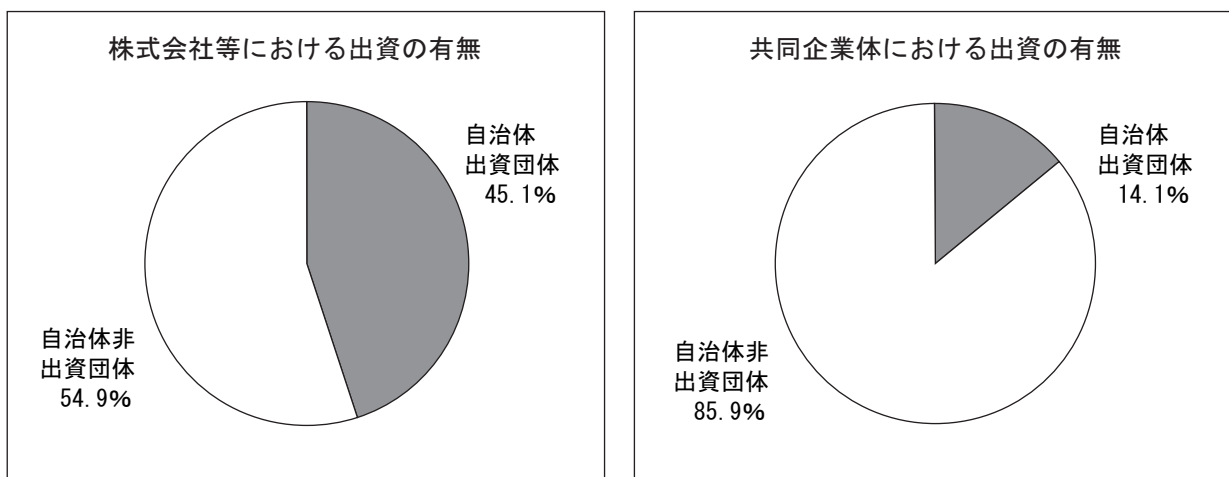
#### 4. 指定管理団体における自治体出資の有無【Q12】

＜図3＞ 自治体出資の状況



- 指定管理者制度導入施設全体のうち42.7%の施設は自治体が50%以上出資している団体が指定管理者となっている。出資比率が50%未満、自治体出資法人が含まれている共同企業体も含めて、全体の47.8%は自治体出資団体か自治体出資団体がかかわる団体（出資団体等）が指定管理者である。50.8%の施設は指定管理者が自治体との出資関係を持たない。
- 都道府県の指定管理者制度施設を見ると、出資団体等が指定管理者となっている施設の割合は76.6%である。自治体種別で見ると、その割合は、特例市で59.1%、政令指定都市で54.7%、中核市で53.2%の順である。町村の割合が32.0%と最も少ない。

＜図4＞ 株式会社等・共同企業体における自治体出資の有無の状況

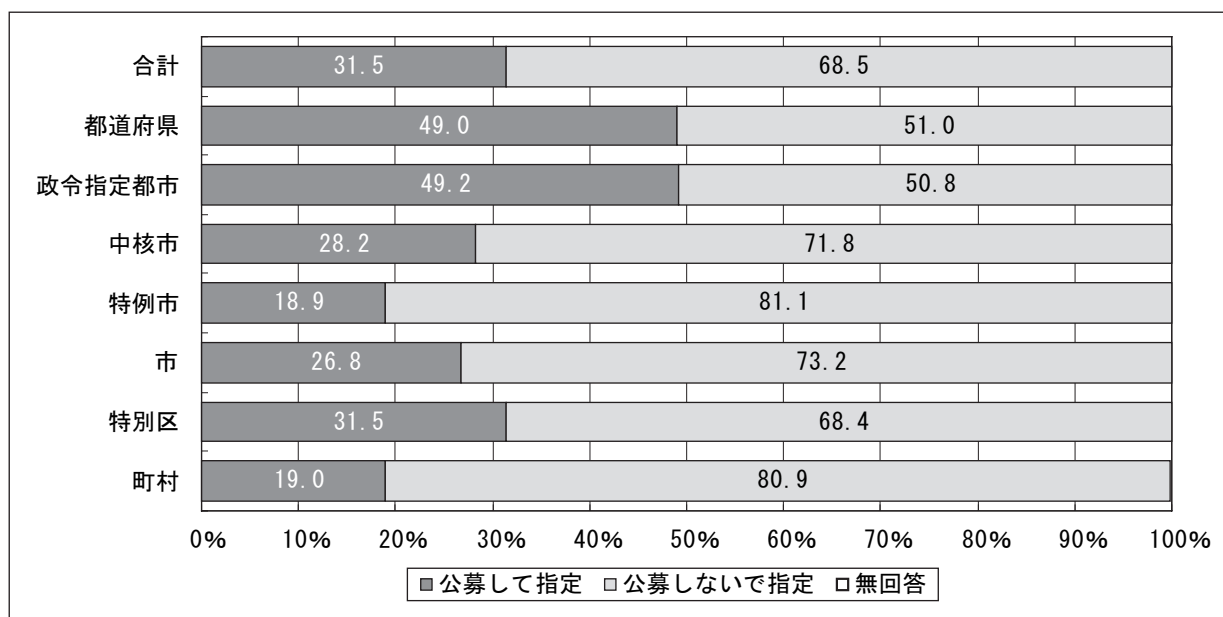


<表5> 株式会社等・共同企業体における自治体出資の有無と施設の種類の種類

施設の種類の種類	自治体出資団体計			自治体非出資団体			合計
	株式会社等	共同企業体	小計	株式会社等	共同企業体	小計	
保育所	5		5	15		15	308
	1.6%		1.6%	4.9%		4.9%	
児童館・学童クラブ	3		3	28	1	29	1,857
	0.2%		0.2%	1.5%	0.1%	1.6%	
障がい者施設	1	1	2	2	1	3	1,212
	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	
高齢者施設	18	2	20	49	12	61	3,770
	0.5%	0.1%	0.5%	1.3%	0.3%	1.6%	
劇場（ホール）・文化会館	17	6	23	28	25	53	502
	3.4%	1.2%	4.6%	5.6%	5.0%	10.6%	
公民館	11		11	5		5	864
	1.3%		1.3%	0.6%		0.6%	
市民会館・公会堂	22	4	26	30	19	49	367
	6.0%	1.1%	7.1%	8.2%	5.2%	13.4%	
集会所・コミュニティセンター	42		42	67	4	71	6,328
	0.7%		0.7%	1.1%	0.1%	1.1%	
体育館	24	15	39	79	30	109	988
	2.4%	1.5%	3.9%	8.0%	3.0%	11.0%	
プール	15	4	19	153	64	217	536
	2.8%	0.7%	3.5%	28.5%	11.9%	40.5%	
競技場	45	53	98	145	53	198	1,813
	2.5%	3.0%	5.5%	8.0%	2.9%	10.9%	
病院	2	1	3	3		3	77
	2.6%	1.3%	3.9%	3.9%		3.9%	
診療所			0		7	7	111
			0.0%		6.3%	6.3%	
都市公園	189	22	211	249	478	727	6,326
	3.0%	0.3%	3.3%	3.9%	7.6%	11.5%	
公共駐車場	101		101	196	17	213	830
	12.2%		12.2%	23.6%	2.0%	25.7%	
公共駐輪場	14		14	263	5	268	1,203
	1.2%		1.2%	21.9%	0.4%	22.3%	
公営住宅	25		25	240	209	449	7,169
	0.3%		0.3%	3.3%	2.9%	6.3%	
産業関連施設	<b>349</b>	3	352	158	11	169	2,097
	<b>16.6%</b>	0.1%	16.7%	7.5%	0.5%	8.1%	
保養施設・温泉施設等	<b>403</b>	2	405	218	10	228	1,219
	<b>33.1%</b>	0.2%	33.2%	17.9%	0.8%	18.7%	
リサイクルセンター	<b>10</b>	1	11	2		2	49
	<b>20.4%</b>	2.0%	22.4%	4.1%		4.1%	
ごみ処理施設	1		1			0	2
	50.0%		50.0%			0.0%	
合計	2,280	195	2,475	2,776	1,189	3,965	49,073
	4.6%	0.4%	5.0%	5.7%	2.4%	8.1%	

## 5. 指定管理者選定に当たっての公募の有無【Q13】

＜図5＞ 公募の有無



- 指定管理者の指定の際に公募を行っているケースは、施設数で見ると、全体の31.5%である。ただし、政令指定都市、都道府県、はともに公募の割合が5割に近く、それぞれ49.2%、49.0%である。町村では19.0%が公募による指定である。政令指定都市を除く市・特別区の公募の割合は26.5%である。
- 公募の有無別に従前の管理委託者と指定管理者との異同についてみると、公募して指定した場合には、公募しないで指定した場合よりも従前と異なった団体が指定された割合が高い。特に特別区においてその傾向が強く、公募して指定した場合、従来とは異なった団体が指定された割合が64.3%であった。
- 公募の有無と施設の種類の関係についてみてみよう（表7）。公募による指定管理者の指定の割合の最も高いプールで、公募による指定施設数348施設、公募の割合64.7%。次いで公共駐輪場754施設、60.8%、公共駐車場429施設50.5%であった。逆に公募しないで指定した施設の割合が高いものは、公民館809施設（公募によらない施設数）、93.6%（公募によらない指定の施設割合）、集会所・コミュニティセンター5,851施設、91.6%（同）である。

＜表6＞ 公募 指定管理者・管理委託者の異同

	公募して指定		公募しないで指定	
	同じである	異なっている	同じである	異なっている
都道府県	2,380	607	2,094	94
	<b>79.7%</b>	20.3%	95.7%	4.3%
政令指定都市	1,625	787	2,361	257
	<b>67.2%</b>	32.6%	90.2%	9.8%
中核市	710	284	2,905	28
	<b>71.4%</b>	28.6%	99.0%	1.0%
特例市	270	119	1,969	59
	<b>69.4%</b>	30.6%	97.1%	2.9%
市	3,105	1,686	14,209	369
	<b>64.8%</b>	35.2%	97.4%	2.5%
特別区	89	166	714	44
	34.5%	<b>64.3%</b>	94.2%	5.8%
町村	557	121	3,737	85
	<b>82.0%</b>	17.8%	97.8%	2.2%
合計	8,736	3,770	27,989	936
	69.8%	30.1%	96.7%	3.2%

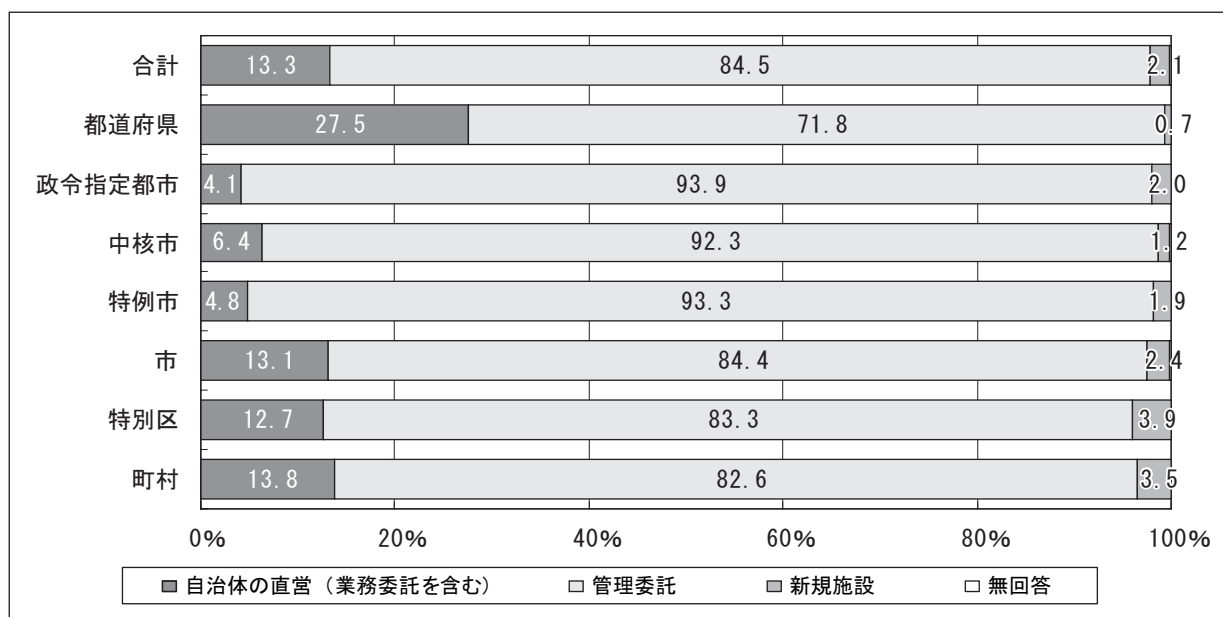
<表7> 施設種と公募の有無

	公募して指定	公募しないで指定		公募して指定	公募しないで指定
保 育 所	115	195	競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	742	1,114
	37.1%	62.9%		40.0%	60.0%
児童館・学童クラブ	548	1,321	その他スポーツ・レクリエーション施設	1,025	1,760
	29.3%	70.7%		36.8%	63.2%
障がい者施設	357	882	都市公園	2,253	4,137
	28.8%	71.1%		35.3%	64.7%
高齢者施設	1,067	2,786	公共駐車場	<b>429</b>	420
	27.7%	72.3%		<b>50.5%</b>	49.5%
その他福祉施設	291	897	公共駐輪場	<b>754</b>	487
	24.4%	75.1%		<b>60.8%</b>	39.2%
劇場（ホール）・文化会館	187	325	公営住宅	<b>2,883</b>	4,321
	36.5%	63.5%		40.0%	60.0%
公 民 館	55	<b>809</b>	労働関係施設	80	293
	6.4%	<b>93.6%</b>		21.4%	78.6%
その他社会教育・文化施設	400	703	産業関連施設	469	1,656
	36.3%	63.7%		22.0%	77.9%
市民会館・公会堂	116	264	保養施設・温泉施設等	442	808
	30.5%	69.5%		35.4%	64.6%
集会所・コミュニティセンター	538	<b>5,851</b>	その他労働・産業・保養施設	175	498
	8.4%	<b>91.6%</b>		26.0%	74.0%
その他市民利用施設	260	718	その他施設（複合施設を含む）	533	1,039
	26.6%	73.3%		33.9%	66.1%
体 育 館	409	584	合 計	15,439	33,618
プ ー ル	<b>348</b>	190		31.5%	68.5%
	<b>64.7%</b>	35.3%			

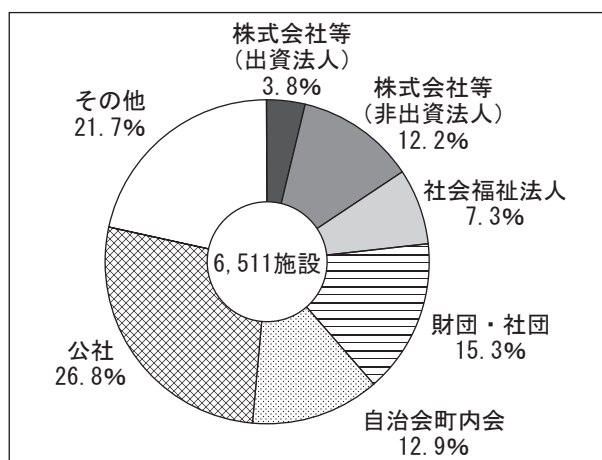
※ 施設の種類ごとに300施設以上のもののみ表示

## 6. 指定管理施設における従来の管理形態【Q14】

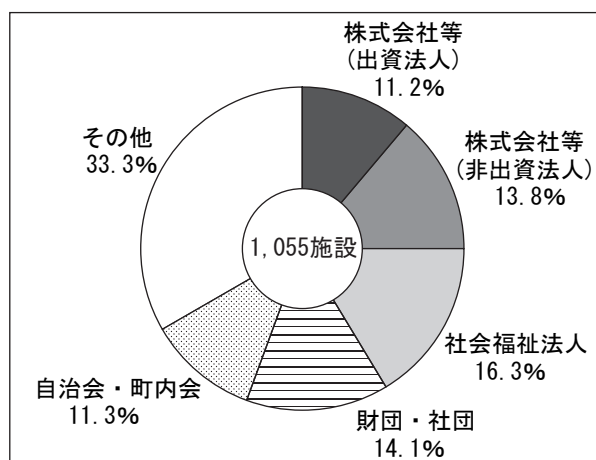
＜図6＞ 従来の管理形態



＜図7＞ 直営移行施設の内訳



＜図8＞ 新規施設の内訳



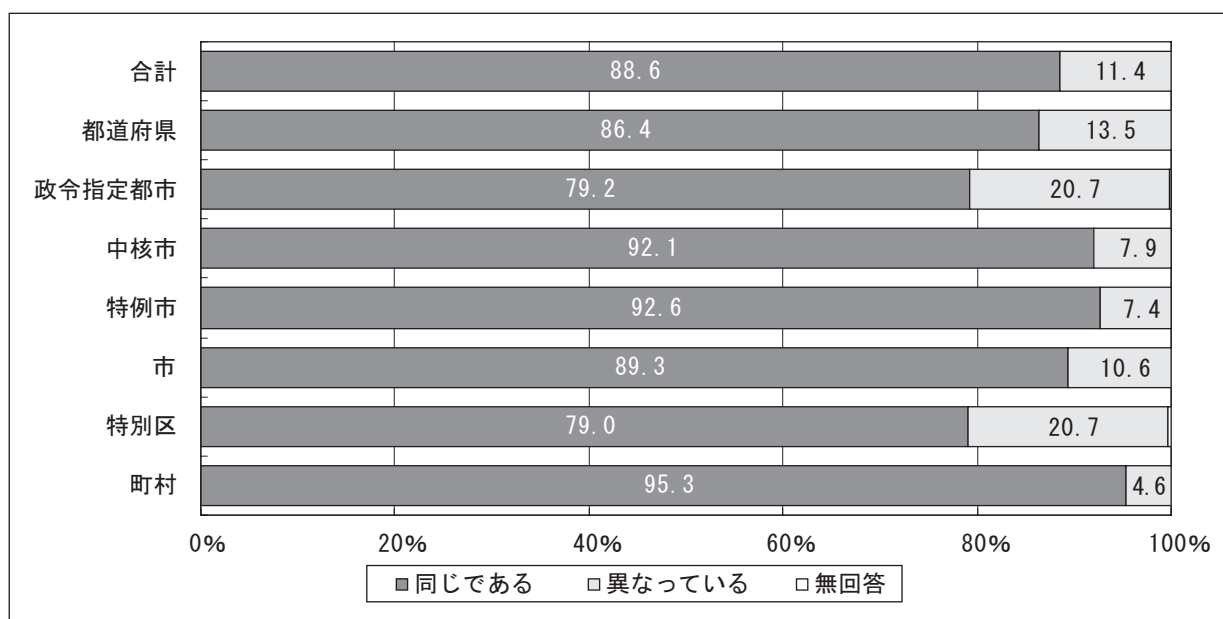
- 指定管理者制度を導入した施設の従前の管理形態をみてみよう。全体では、従来は管理委託であった施設の割合が圧倒的に多く、84.5%である。指定管理者制度が管理委託制度の廃止をともなって導入されたということを考えれば当然の傾向である。ただし、従来は自治体の直営の施設であったものが、この機に指定管理者制度に移行するというケースも無視し得ない割合（全体で1割強）で存在することには注目すべきである。管理委託制度は廃止となり、従来管理委託制度のもとにおかれていた施設のほとんどは今年の9月までに指定管理者制度へと移行を完了するのであるから、今後は直営施設の動向が指定管理者制度の動向を決定することとなる。
- 従前の管理形態が自治体直営であった施設から指定管理者制度に移行した施設は13.3%（6,511施設）あった。これらの施設では、公社が新たに指定管理者となった割合が26.8%と最も高い（図7）。

また、自治体非出資の株式会社等が最も多く指定管理者となった施設種類は都市公園である（156施設）、次いでプール（52施設）、スポーツ・レクリエーション関係施設全体を合計すると197施設となる。

- 新規施設に指定管理者制度が導入されたのは、全体の2.1%（1,055施設）あった。そのうち自治体出資法人の株式会社等が11.2%、自治体非出資の株式会社等が13.8%、財団・社団が14.1%を占めている（図8）。

## 7. 従来の管理委託事業者と指定管理事業者との異同【Q14-1】

＜図9＞ 管理委託事業者と指定管理事業者との異同



- 前の問いで、従来の管理形態が管理委託方式であった施設についてのみ、従来の管理委託団体とは異なる団体を指定した施設について聞いてみた。従前の管理者と指定管理者が同じであると回答した施設の割合は88.6%に上る。同じであると答えた施設の種類の比率の高い順に、公民館、障がい者施設、児童館・学童クラブ、産業関連施設、その他市民利用施設、集会所・コミュニティセンターでいずれも9割を超えている。一方、異なるとの回答の比率の高い施設種類は先にも述べたように、プール、公共駐車場、公共駐輪場、体育館、競技場である（表8参照）。これらの施設は、財団・社団が指定管理者である割合が高いとともに、株式会社等の参入も多くみられる。

<表 8> 施設種と管理委託者・指定管理者との異同

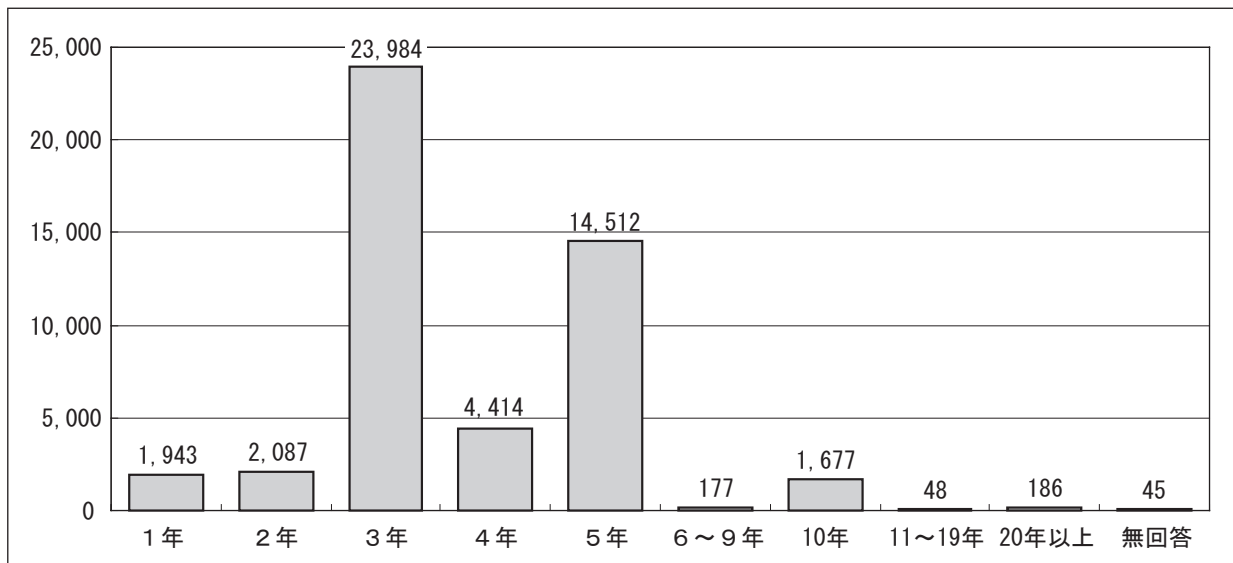
	同じである	異なっている		同じである	異なっている
保 育 所	204	14	競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	1,226	321
	93.2%	6.4%		79.3%	20.7%
児童館・学童クラブ	1,577	77	その他スポーツ・レクリエーション施設	1,921	388
	95.2%	4.6%		83.1%	16.8%
障がい者施設	1,045	44	都市公園	4,951	917
	95.7%	4.0%		84.4%	15.6%
高齢者施設	3,233	212	公共駐車場	514	211
	93.7%	6.1%		70.9%	29.1%
その他福祉施設	982	69	公共駐輪場	811	315
	93.3%	6.6%		72.0%	28.0%
劇場（ホール）・文化会館	390	63	公営住宅	4,730	451
	86.1%	13.9%		91.3%	8.7%
公 民 館	724	3	労働関係施設	311	18
	99.6%	0.4%		94.5%	5.5%
その他社会教育・文化施設	818	120	産業関連施設	1,604	117
	87.2%	12.8%		94.5%	6.8%
市民会館・公会堂	295	35	保養施設・温泉施設等	848	129
	89.4%	10.6%		86.7%	13.2%
集会所・コミュニティセンター	5,401	330	その他労働・産業・保養施設	488	58
	94.2%	5.5%		89.4%	10.5%
その他市民利用施設	801	47	その他施設（複合施設を含む）	1,162	155
	94.3%	5.5%		88.0%	11.7%
体 育 館	641	168	合 計	36,733	4,708
	79.2%	20.8%			
プ ー ル	227	181		88.6%	11.4%
	55.1%	43.9%			

※ 施設の種類ごとに300施設以上のもののみ表示

※ 網かけは同じであるでは90%以上、異なっているでは20%以上

## 8. 指定管理者の指定期間【Q16】

<図10> 指定期間

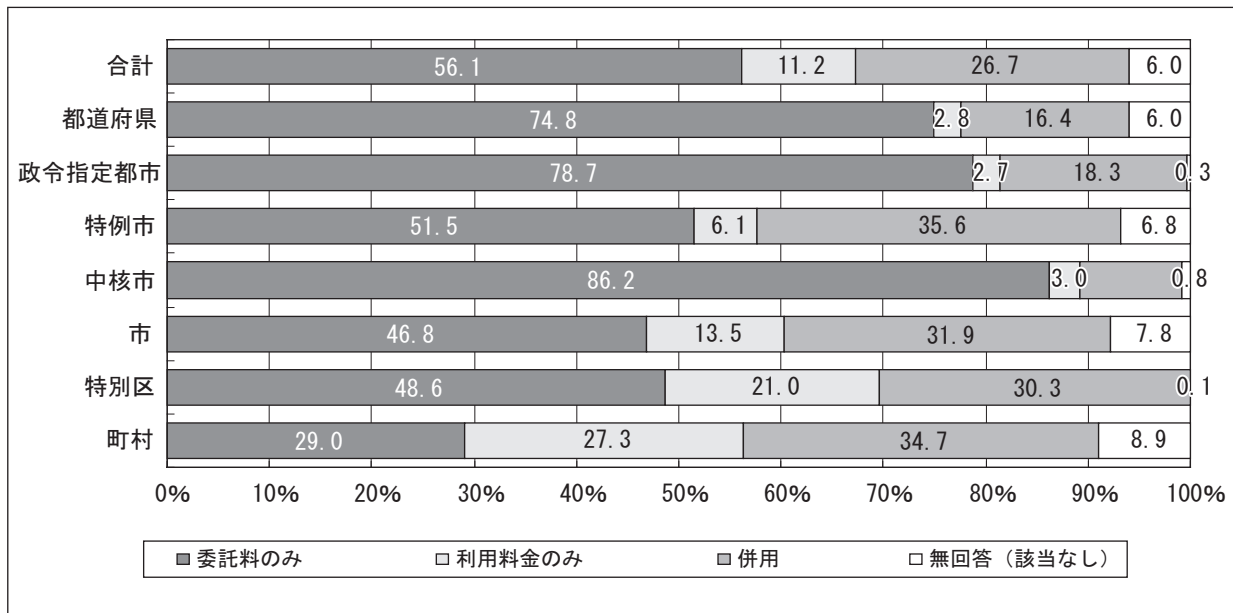


- 指定期間3年と5年が多い。指定期間3年は全体の半数近くを占める。1年の指定期間の指定も4%（1,943施設）ほどある。一方、10年を超える指定期間の指定も4%近くある。長期間の指定がされている施設の60.0%は集会所・コミュニティセンターである。病院、墓園、産業関連施設といった大規模で収支を合わせるのに長期間を要するだろうと思われるものもある。28施設の病院・診療所が10年以上の指定を受けている。



## 9. 利用料金制の採用【Q17】

<図11> 利用料金制



※ 無回答と利用料金の該当なしの区別をつけることはできなかったが利用料金、委託料の双方が該当しなかった施設が多く含まれていることが予想される。

- 指定管理者導入施設の運営費用が自治体からの委託料のみか、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる制度）のみか、またはその併用かを聞いた。自治体からの委託料のみで運営されている施設が全体の半分を超し、56.1%となっている。一方、利用料金だけのケースは11.2%にとどまった。自治体種別ごとに見ると、町村自治体の利用料金だけの割合が高い。産業関連施設や保養施設・温泉施設等が利用料金のみで運営されていることが影響している。

委託料のみで運営されている施設の割合が高い種類は公営住宅である。利用料金だけの割合の高い施設の種類の種類は、町村自治体にその特徴が現れていたように、産業関連施設（産物の物販施設などが多い）、保養施設・温泉施設等である。併用の多いのは、劇場（ホール）・文化会館、労働関係施設である（表9、10参照）。

<表9> 施設種類と利用料金制

	委託料のみ	利用料金のみ	併用	無回答 (該当なし)		委託料のみ	利用料金のみ	併用	無回答 (該当なし)
保育所	203	5	100	2	競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	904	35	868	49
	65.5%	1.6%	32.3%	0.6%		48.7%	1.9%	46.8%	2.6%
児童館・学童クラブ	1,447	17	336	69	その他スポーツ・レクレーション施設	1,035	311	1,317	124
	77.4%	0.9%	18.0%	3.7%		37.1%	11.2%	47.3%	4.4%
障がい者施設	768	97	319	56	都市公園	4,757	19	1,545	6.9
	61.9%	7.8%	25.7%	4.5%		74.4%	0.3%	24.2%	1.1%
高齢者施設	1,876	720	1,126	134	公共駐車場	523	164	93	69
	48.7%	18.7%	29.2%	3.5%		61.6%	19.3%	11.0%	8.1%
その他福祉施設	732	82	341	39	公共駐輪場	819	332	70	20
	61.3%	6.9%	28.6%	3.1%		66.0%	26.8%	5.6%	1.6%
劇場（ホール）・文化会館	185	12	301	14	公営住宅	6,479	0	433	292
	36.3%	2.4%	58.8%	2.7%		89.9%	0.0%	6.0%	4.1%
公民館	445	139	178	102	労働関係施設	136	20	204	13
	51.5%	16.1%	20.6%	11.8%		36.5%	5.4%	54.7%	3.5%
その他社会教育・文化施設	518	92	473	20	産業関連施設	529	714	716	169
	47.0%	8.3%	42.8%	1.8%		24.9%	33.6%	33.6%	7.9%
市民会館・公会堂	173	22	181	4	保養施設・温泉施設等	156	456	576	61
	45.5%	5.8%	47.6%	1.1%		12.5%	36.5%	46.1%	4.9%
集会所・コミュニティセンター	2,595	1,381	1,471	942	その他労働・産業・保養施設	226	144	235	68
	40.6%	21.6%	23.0%	14.7%		33.6%	21.4%	34.9%	10.1%
その他市民利用施設	396	141	323	119	その他施設（複合施設を含む）	596	278	423	275
	40.4%	14.4%	33.0%	12.2%		37.9%	17.7%	26.9%	17.5%
体育館	500	20	442	31	合 計	27,549	5,493	13,097	2,934
	50.4%	2.0%	44.5%	3.1%					
プール	215	8	303	12					
	40.0%	1.5%	56.3%	2.2%		56.1%	11.2%	26.7%	6.0%

※ 300施設以上の施設種類のみ表示

<表10> 団体種類と利用料金制

	委託料のみ	利用料金のみ	併用	合計		委託料のみ	利用料金のみ	併用	合計
財団・社団	10,445	663	4,311	15,988	農業・漁業協同組合	147	321	174	723
	65.3%	4.1%	27.0%	100.0%		20.3%	44.4%	24.1%	100.0%
道路・住宅・土地公社	4,317	3	451	4,771	共同企業体（複数団体が協働する形式）	825	29	540	1,396
	90.5%	0.1%	9.5%	100.0%		59.1%	2.1%	38.7%	100.0%
株式会社等	1,970	938	2,090	5,117	共同企業体以外の任意団体	1,033	278	693	2,065
	38.5%	18.3%	40.8%	100.0%		50.0%	13.5%	33.6%	100.0%
社会福祉法人	3,623	790	1,685	6,398	自治体・広域連合・一部事務組合	101	56	90	274
	56.6%	12.3%	26.3%	100.0%		36.9%	20.4%	32.8%	100.0%
NPO法人	364	49	417	863	その他団体	1,727	526	1,035	3,498
	42.2%	5.7%	48.3%	100.0%		49.4%	15.0%	29.6%	100.0%
自治会・町内会	2,916	1,797	1,546	7,769	合 計	27,549	5,493	13,097	49,073
	37.5%	23.1%	19.9%	100.0%		56.1%	11.2%	26.7%	100.0%

※ 200施設以上の団体種のみ表示

## 10. 指定管理者団体と施設の種類

<表11> 施設種と団体種

	財団・ 社団	土 道 路 公 社	株 式 会 社 等	社 会 福 祉 法 人	N P O 法 人	自 治 会 ・ 町 内 会	協 同 組 合	農 業 ・ 漁 業	協 働 す る 形 式 （ 複 数 団 体 が ）	共 同 企 業 体	以 外 の 任 意 団 体	共 同 企 業 体	務 組 合 ・ 一 部 事	自 治 体 ・ 広 域	そ の 他 団 体	合 計
保育所	53	0	20	170	4	14	4	0	15	0	21	0	0	21	310	
	17.1%	0.0%	6.5%	54.8%	1.3%	4.5%	1.3%	0.0%	4.8%	0.0%	6.8%	0.0%	0.0%	6.8%	100.0%	
児童館・学童クラブ	188	0	31	1,263	90	43	0	1	142	0	107	0	0	107	1,869	
	10.1%	0.0%	1.7%	67.6%	4.8%	2.3%	0.0%	0.1%	7.6%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	5.7%	100.0%	
障がい者施設	71	0	3	1,047	35	2	3	2	22	2	52	2	2	52	1,240	
	5.7%	0.0%	0.2%	84.4%	2.8%	0.2%	0.2%	0.2%	1.8%	0.2%	4.2%	0.2%	0.2%	4.2%	100.0%	
高齢者施設	313	0	67	2,605	49	400	23	14	105	2	243	2	2	243	3,856	
	8.1%	0.0%	1.7%	67.6%	1.3%	10.4%	0.6%	0.4%	2.7%	0.1%	6.3%	0.1%	0.1%	6.3%	100.0%	
その他福祉施設	118	0	35	712	19	214	1	10	40	1	39	1	1	39	1,194	
	9.9%	0.0%	2.9%	59.6%	1.6%	17.9%	0.1%	0.8%	3.4%	0.1%	3.3%	0.1%	0.1%	3.3%	100.0%	
劇場（ホール）・文化会館	385	0	45	5	18	2	1	31	6	2	17	2	2	17	512	
	75.2%	0.0%	8.8%	1.0%	3.5%	0.4%	0.2%	6.1%	1.2%	0.4%	3.3%	0.4%	0.4%	3.3%	100.0%	
公民館	177	0	16	0	3	546	3	0	86	0	33	0	0	33	864	
	20.5%	0.0%	1.9%	0.0%	0.3%	63.2%	0.3%	0.0%	10.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	100.0%	
その他社会教育・文化施設	536	1	157	16	58	101	2	25	56	27	115	27	27	115	1,103	
	48.6%	0.1%	14.2%	1.5%	5.3%	9.2%	0.2%	2.3%	5.1%	2.4%	10.4%	2.4%	2.4%	10.4%	100.0%	
市民会館・公会堂	217	0	52	3	7	56	0	24	9	1	10	1	1	10	380	
	57.1%	0.0%	13.7%	0.8%	1.8%	14.7%	0.0%	6.3%	2.4%	0.3%	2.6%	0.3%	0.3%	2.6%	100.0%	
集会所・コミュニティセンター	235	0	111	63	39	4,874	39	4	520	3	499	3	3	499	6,389	
	3.7%	0.0%	1.7%	1.0%	0.6%	76.3%	0.6%	0.1%	8.1%	0.0%	7.8%	0.0%	0.0%	7.8%	100.0%	
その他市民利用施設	198	0	112	28	61	348	9	7	38	5	171	5	5	171	979	
	20.2%	0.0%	11.4%	2.9%	6.2%	35.5%	0.9%	0.7%	3.9%	0.5%	17.5%	0.5%	0.5%	17.5%	100.0%	
体育館	644	0	105	5	48	40	0	45	18	7	75	7	7	75	993	
	64.9%	0.0%	10.6%	0.5%	4.8%	4.0%	0.0%	4.5%	1.8%	0.7%	7.6%	0.7%	0.7%	7.6%	100.0%	
プール	256	0	169	7	17	3	0	68	5	1	12	1	1	12	538	
	47.6%	0.0%	31.4%	1.3%	3.2%	0.6%	0.0%	12.6%	0.9%	0.2%	2.2%	0.2%	0.2%	2.2%	100.0%	
競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	1,235	0	203	4	86	23	1	106	45	20	124	20	20	124	1,856	
	66.5%	0.0%	10.9%	0.2%	4.6%	1.2%	0.1%	5.7%	2.4%	1.1%	6.7%	1.1%	1.1%	6.7%	100.0%	
その他スポーツ・レクリエーション施設	1,129	4	691	19	86	236	42	106	137	53	279	53	53	279	2,787	
	40.5%	0.1%	24.8%	0.7%	3.1%	8.5%	1.5%	3.8%	4.9%	1.9%	10.0%	1.9%	1.9%	10.0%	100.0%	
都市公園	4,819	8	444	5	41	75	3	506	198	21	264	21	21	264	6,390	
	75.4%	0.1%	6.9%	0.1%	0.6%	1.2%	0.0%	7.9%	3.1%	0.3%	4.1%	0.3%	0.3%	4.1%	100.0%	
公共駐車場	350	3	298	10	4	55	6	17	35	7	60	7	7	60	849	
	41.2%	0.4%	35.1%	1.2%	0.5%	6.5%	0.7%	2.0%	4.1%	0.8%	7.1%	0.8%	0.8%	7.1%	100.0%	
公共駐輪場	881	0	278	21	7	4	1	5	22	0	22	0	0	22	1,241	
	71.0%	0.0%	22.4%	1.7%	0.6%	0.3%	0.1%	0.4%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	1.8%	100.0%	
公営住宅	1,812	4,739	265	0	15	1	1	209	0	12	150	12	12	150	7,204	
	25.2%	65.8%	3.7%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.2%	2.1%	0.2%	0.2%	2.1%	100.0%	
労働関係施設	253	0	25	8	5	1	0	6	13	1	52	1	1	52	373	
	67.8%	0.0%	6.7%	2.1%	1.3%	0.3%	0.0%	1.6%	3.5%	0.3%	13.9%	0.3%	0.3%	13.9%	100.0%	
産業関連施設	331	4	511	15	19	152	380	14	201	4	463	4	4	463	2,128	
	15.6%	0.2%	24.0%	0.7%	0.9%	7.1%	17.9%	0.7%	9.4%	0.2%	21.8%	0.2%	0.2%	21.8%	100.0%	
保養施設・温泉施設等	246	6	629	41	13	79	17	12	85	9	106	9	9	106	1,249	
	19.7%	0.5%	50.4%	3.3%	1.0%	6.3%	1.4%	1.0%	6.8%	0.7%	8.5%	0.7%	0.7%	8.5%	100.0%	
その他労働・産業・保養施設	109	1	178	7	9	104	72	4	51	3	130	3	3	130	673	
	16.2%	0.1%	26.4%	1.0%	1.3%	15.5%	10.7%	0.6%	7.6%	0.4%	19.3%	0.4%	0.4%	19.3%	100.0%	
その他施設（複合施設を含む）	442	0	300	33	43	288	42	71	59	42	244	42	42	244	1,572	
	28.1%	0.0%	19.1%	2.1%	2.7%	18.3%	2.7%	4.5%	3.8%	2.7%	15.5%	2.7%	2.7%	15.5%	100.0%	
合 計	15,988	4,771	5,117	6,398	863	7,769	723	1,396	2,065	274	3,498	274	274	3,498	49,073	
	32.6%	9.7%	10.4%	13.0%	1.8%	15.9%	1.5%	2.8%	4.2%	0.6%	7.1%	0.6%	0.6%	7.1%	100.0%	

※ 施設種類は、300施設以上のもののみ表示

※ 団体種類は、医療法人、学校法人、生活協同組合、労働者協同組合、無回答は表示していない

※ 産業関連施設におけるその他団体には、産業関連の組合、観光協会、商工会などが多い

※ 網掛けは各施設の種類において最も多く指定されている団体（産業関連施設については1位と2位が近似していたため、2位まで網をかけた）

- この表は、それぞれの種類の指定管理者導入施設において、どのような性格の団体が指定管理者となっているかを示している。児童館・学童クラブは社会福祉法人が最も多く指定管理者となっており、その割合は指定管理者制度を導入した児童館・学童クラブの67.6%を占める。保養施設・温泉施設等では株式会社等が最も多く指定管理者に指定されている。その割合は半数を越し50.4%に上っている。

### Ⅲ 今後の調査の進展にむけて

この最終報告は、先に発表した（2006年8月）中間報告を補訂し、より特徴を明確にするために構成し直したものである。各地方自治研究センター・研究所が各県、各自治体の調査報告をまとめていくのと並行して、活用されることをめざしている。さらにそこで浮かび上がった特徴を確認すべく、個々のケースの調査にもこの調査を基本として活かしていきたいと思っている。本報告はより深いケーススタディによって補われなければならないと考える。

指定管理者制度導入が一つのきっかけとなって、自治体公共サービスの現場は、様々な手法が試みられようとしている。先に成立した公共サービス改革法や、行革推進法による事業仕分けなど、公の施設に限らない公共サービス全体の変化は続いていくだろう。この調査がそうした後に続く変化に対する検討の基礎となることを望んでいる。

## 指定管理者制度の導入状況に関する調査票

※ Q1からQ6までは、Excelファイル内の上部にある回答欄にあてはまる事柄および番号をご記入ください。

Q1-1 自治体名をご記入ください。

Q1-2 担当課名をご記入ください。

Q1-3 担当者名をご記入ください。

Q1-4 連絡先電話番号をご記入ください。

Q2 貴自治体は下記のいずれに該当しますか。

- |         |           |        |        |      |        |
|---------|-----------|--------|--------|------|--------|
| 1. 都道府県 | 2. 政令指定都市 | 3. 中核市 | 4. 特例市 | 5. 市 | 6. 特別区 |
| 7. 町村   |           |        |        |      |        |

Q3 貴自治体における「公の施設」はいくつありますか。

※ 施設数の数え方例：公営住宅（200団地）→ 200施設  
都市公園（50カ所）→ 50施設

〇〇地区センター }  
△△地区センター } → 1施設ずつ数え、合計3施設  
□□地区センター }

\_\_\_\_\_ 施設

Q4 貴自治体では指定管理者制度を導入していますか。

- |         |          |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

Q5 指定管理者に移行または新たに導入した施設はいくつありますか。

※ Q3の施設の数え方にならない、指定団体が同じである場合又は同種の施設を一括して指定している場合でも、施設ごとにカウントしてください。

\_\_\_\_\_ 施設

Q6 貴自治体が加盟している広域連合もしくは一部事務組合では、指定管理者制度を導入していますか。

- |         |          |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

※ Q7以降は、調査票の表内の各設問について別紙1の記入例にならい、施設ごとにあてはまる事柄および番号をご記入ください。なお、施設数が表内に収まりきらない場合は、行を挿入しご記入ください。

Q7 施設名をご記入ください。

Q8 Q7の施設名称にあたる施設数をご記入ください。

※ Q3の施設の数え方にならい、施設数をご記入ください。

Q9 施設の種別を以下の選択肢から選び、番号をご記入ください。

**福祉施設**

1. 保育所 2. 児童館・学童クラブ 3. 子ども家庭支援センター 4. 障がい者施設  
5. 高齢者施設 6. その他福祉施設

**社会教育・文化施設**

7. 劇場（ホール）・文化会館 8. 図書館 9. 博物館 10. 美術館 11. 公民館  
12. 生涯学習センター 13. 青年の家・少年自然の家 14. その他社会教育・文化施設

**市民利用施設**

15. 市民会館・公会堂 16. 集会所・コミュニティセンター 17. その他市民利用施設

**スポーツ・レクリエーション施設**

18. 体育館 19. プール 20. 競技場（陸上、テニスコート、野球場等）  
21. その他スポーツ・レクリエーション施設

**保健・医療施設**

22. 病院 23. 診療所 24. 老人保健施設 25. リハビリセンター  
26. その他保健・医療施設

**人権啓発施設**

27. 人権センター 28. 男女共同参画センター 29. その他人権啓発施設

**都市施設**

30. 都市公園 31. 公共駐車場 32. 公共駐輪場 33. 墓地 34. 葬祭場・火葬場  
35. 港湾施設 36. その他都市施設

**住宅施設**

37. 公営住宅 38. その他住宅施設

**労働・産業・保養施設**

39. 労働関係施設 40. 産業関連施設 41. 保養施設・温泉施設等  
42. その他労働・産業・保養施設

**環境・廃棄物施設**

43. リサイクルセンター 44. ごみ処理施設 45. し尿処理施設  
46. その他環境・廃棄物施設

**学校関連施設**

47. 給食施設 48. その他学校関連施設

**その他施設**

49. その他施設（複合施設を含む）

(注) 施設の種別は次を参考にしてください。分類が難しい施設は貴自治体の判断で分類してください。

- 障がい者施設（障がい者福祉センター、知的障がい者援護施設、生活ホーム、福祉作業所、通所施設など）
- 高齢者施設（特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、老人福祉センターなど）
- 社会教育・文化施設と市民利用施設（いずれか分類が難しい施設は貴自治体の判断で選んでください）

Q10 指定管理者名をご記入ください

例：社団法人〇〇公社

Q11 団体の種類を以下の選択肢から選び、番号をご記入ください。

- |                        |                  |             |            |
|------------------------|------------------|-------------|------------|
| 1. 財団・社団               | 2. 道路・住宅・土地公社    | 3. 株式会社等    | 4. 社会福祉法人  |
| 5. 医療法人                | 6. 学校法人          | 7. NPO法人    | 8. 自治会・町内会 |
| 9. 農業・漁業協同組合           | 10. 生活協同組合       | 11. 労働者協同組合 |            |
| 12. 共同企業体（複数団体が協働する形式） | 13. 共同企業体以外の任意団体 |             |            |
| 14. 自治体・広域連合・一部事務組合    | 15. その他団体        |             |            |

Q12 自治体の出資の有無を以下の選択肢から選び、番号をご記入ください。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1. 自治体出資団体（50%以上） | 2. 自治体出資団体（50%未満）      |
| 3. 自治体非出資団体       | 4. 自治体出資法人が含まれている共同企業体 |

Q13 公募の有無について以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1. 公募して指定 | 2. 公募しないで指定 |
|-----------|-------------|

Q14 従来の管理形態について以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- |                    |         |         |
|--------------------|---------|---------|
| 1. 自治体の直営（業務委託を含む） | 2. 管理委託 | 3. 新規施設 |
|--------------------|---------|---------|

Q14-1 Q14で2とお答えになった場合のみお聞きします。管理委託の事業者と指定管理の事業者とは同じですか？ 以下の選択肢より番号でご記入ください。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 同じである | 2. 異なっている |
|----------|-----------|

Q15 指定開始日を以下の例のようにご記入ください。

例：2006. 4. 1

Q16 指定期間を以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- |        |           |          |       |       |         |
|--------|-----------|----------|-------|-------|---------|
| 1. 1年  | 2. 2年     | 3. 3年    | 4. 4年 | 5. 5年 | 6. 6～9年 |
| 7. 10年 | 8. 11～19年 | 9. 20年以上 |       |       |         |

Q17 利用料金制について以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- |          |           |       |
|----------|-----------|-------|
| 1. 委託料のみ | 2. 利用料金のみ | 3. 併用 |
|----------|-----------|-------|

指定管理者制度の導入状況に関する調査（2006）

最 終 報 告

2006年10月26日 第1刷発行

2006年11月15日 第2刷発行

編 者：指定管理者制度の導入状況に関する調査委員会

（主査：辻山幸宣・（財）地方自治総合研究所・所長）

発行者：（財）地方自治総合研究所

印 刷：（株）トラス